

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-436 改 0
提出年月日	平成 30 年 6 月 1 日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 本文  
非常用取水設備の基本設計方針

抜粋資料

2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

(1) 基本設計方針

変 更 前	変 更 後
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p>
<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁等, 5.7 内燃機関の設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>	<p>第1章 共通項目</p> <p>非常用取水設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等, 5.3 使用中の亀裂による破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁等, 5.7 内燃機関の設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針については, 原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>熱の逃がし場として, 設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系, 非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の冷却用の海水を, 取水路, 取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物により, 確保できる設計とする。また, 基準津波による引き波時の取水ピット水位の低下に対して, 残留熱除去系海水ポンプ, 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの取水可能水位を保持するため, 取水口前面に貯留堰を設置し, ポンプの継続運転が可能な設計とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 非常用取水設備の基本設計方針</p> <p>熱の逃がし場として, 設計基準事故に対処するために必要となる残留熱除去系, 非常用ディーゼル発電機及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機の冷却用の海水を, 取水路, 取水ピット及び海水ポンプ室から構成される取水構造物により, 確保できる設計とする。また, 基準津波による引き波時の取水ピット水位の低下に対して, 残留熱除去系海水ポンプ, 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプの取水可能水位を保持するため, 取水口前面に貯留堰を設置し, ポンプの継続運転が可能な設計とする。</p> <p>貯留堰, 取水路及び取水ピットを重大事故等対処設備として使用し, 必要な海水を確保できる設計とする。</p> <p>SA用海水ピット, 海水引込み管, SA用海水ピット取水塔, 緊急用海水取水管及び緊急用海水ポンプピットを重大事故等対処設備として使用し, 必要な海水を確保できる設計とする。</p>
<p>2. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について, 「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>2. 主要対象設備</p> <p>非常用取水設備の対象となる主要な設備について, 「表1 非常用取水設備の主要設備リスト」に示す。</p>